

東労基発0406第3号
令和8年4月6日

関係団体の長 殿

東京労働局労働基準部長

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について

平素から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東京労働局管内における建設業の死亡災害発生状況につきましては、令和7年の死亡者数（令和8年3月末時点速報。以下同じ。）は17人と、前年同期の11人と比べ6人増加し、特に墜落・転落による死亡者数が多くなっています。また、全産業に占める建設業の割合も死亡者数36人のうち47.2%となるなど、依然として高い状況を継続しています。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が令和7年5月に公布され、同法及び関係政省令が順次施行されているところであり、労働災害の着実な減少に向け、各種措置の履行確保に加え、実効ある安全衛生対策を推進することが求められています。

このため、東京労働局では、別添の留意事項に基づき、建設業における安全衛生対策の推進を図ることとしました。

つきましては、別添の留意事項を傘下の会員事業場等の関係者等に周知させること等により、令和8年度においても引き続き建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。